

の候はず、もし道摩法師やつかまつりたるらん、報じて見候んとて、懷より紙をとり出し、鳥のすがたに引むすびて、呪を誦じかけて、空へなげあげたれば、たちまちにまらさぎになりて、南をさしてとび行けり、この鳥のおちつかん所をみてまいれとて、下部をはしらするに、六條坊門萬里小路邊に、ふりたる家の、もろおり戸の中へ落入にけり、則家主老法師にてありける、からめとりてまいりたり、呪詛のゆへを問る、に、堀川左大臣顯光公の語をえて仕たりとぞ申ける、このうへは流罪すべけれども、道摩がとがにはあらずとて、向後かゝるわざすべからずとて、本國はりまへをひ下されにけり、この顯光公は、死後に怨靈と成て、御堂殿邊へは、たゝりをなされけり、惡靈左府となづく云々、犬はいよく、不便にせさせ給ひけるとなん、

〔百練抄^{白五}〕承暦二年十月十六日、以檢非違使擲召威儀師恩紹奉膳信季、依呪詛事也、前遠江守資成下女依呪詛事、於使廳勸問之間、奉念熊野權現、繩切杖折、不加勸問爲奇異、

〔百練抄^{崇六}〕大治元年十一月七日、阿闍梨承玄、并僧妙心還俗配流、依有奉呪詛女院之間也、去四日被追捕之、

〔有徳院殿御實紀附録^{十五}〕享保の初、江戸の寺院にて、諸宗の僧侶おもひくゝに法義を講論する事行はれ、參詣して聽聞する貴賤群集せり、其中に、牛込圓福寺といへる法華宗の寺僧、講談するとて、あくまで淨土宗を誇りけるに、聽衆の中に、淨土宗の僧ありて、大に憤り、雙方爭論に及びしことあり、かれら圓福寺をうらむるまゝに、なしけるにや、府内十四五ヶ所に、牛込圓福寺にて、公を呪詛するよしを、紙にかきて棄置たり、其所より、町奉行所にうたへ出れば、奉行も捨置べきことならねば、かくと聞え上しに、笑はせ玉ひかゝる事とりあぐべきにあらず、もしまことに呪詛するものあらば、心まかせに呪詛させよ、少しも患ふべきにあらず、此後かゝる事あり共、訴へ出るに及ばず、速にすてしむべしと仰あり、